議案第30号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

次のとおり成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年９月９日

三朝町長　松　浦　弘　幸

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（三朝町職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
（期末手当） 第19条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第19条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第19条の３第１項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第24条第６項の規定	（期末手当） 第19条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第19条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第19条の３第１項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第１号に

の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。	該当して同法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第６項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。
２及び３　略	２及び３　略
４　前２項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。	４　前２項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。
５及び６　略	５及び６　略
（期末手当の支給制限）	（期末手当の支給制限）
第19条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第19条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
（１）　略	（１）　略
（２）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第４項の規定により失職した職員	（２）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第４項の規定により失職した職員（同法第16条第１号に該当して失職した職員を除く。）
（３）及び（４）　略	（３）及び（４）　略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第20条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。	第20条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第１号に該当して同法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（別に定める職員

	を除く。）についても、同様とする。
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額	（１）　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額
（２）　略	（２）　略
３～５　略	３～５　略
（休職者の給与）	（休職者の給与）
第24条　略	第24条　略
２～５　略	２～５　略
6　第２項及び第３項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡したときは同項の規定により別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。	6　第２項及び第３項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第１号に該当して同法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡したときは同項の規定により別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
7　略	7　略

（三朝町職員の分限に関する条例の一部改正）

第２条　三朝町職員の分限に関する条例（昭和45年三朝町条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（失職事由の特例） 第５条　任命権者は、法第16条第１号に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予された者については、その事故が過失により生じたものであり、かつ、その情状を考慮する必要を特に認めたときに限り、その職を失わないものとすることができる。 ２　略	（失職事由の特例） 第５条　任命権者は、法第16条第２号に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予された者については、その事故が過失により生じたものであり、かつ、その情状を考慮する必要を特に認めたときに限り、その職を失わないものとすることができる。 ２　略

（三朝町職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第３条　三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（旅費の支給） 第３条　略 ２　略 ３　職員が前項第１号又は第４号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第１号、第３号及び第４号又は第29条第１項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 ４～６　略	（旅費の支給） 第３条　略 ２　略 ３　職員が前項第１号又は第４号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第２号、第４号及び第５号又は第29条第１項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 ４～６　略

（三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第４条　三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が

存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
（欠格事項） 第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （１）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （２）　第６条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 （３）　略	（欠格事項） 第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （１）　成年被後見人又は被保佐人 （２）　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （３）　第６条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 （４）　略

（三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（職員） 第22条　略 ２　家庭的保育者は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （１）　略 （２）　法第18条の５各号及び法第34条の20第	（職員） 第22条　略 ２　家庭的保育者は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （１）　略 （２）　法第18条の５各号及び法第34条の20第

１項第３号のいずれにも該当しない者 ３　略	１項第４号のいずれにも該当しない者 ３　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条から第３条までの規定は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から施行する。